

協議第60号

水道・下水道関係事務事業の取扱い(その2)について

水道・下水道関係事務事業の取扱い(その2)について提出する。

平成16年9月11日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会長 中村政行

協定項目	23 - 12	各種事務事業の取扱い 水道・下水道関係事務事業の取扱い(その2)について
<p><下水道事業></p> <ul style="list-style-type: none">(1) 生活排水処理施設は、現行のまま引き継ぐ。(2) 下水道使用料は、合併後5年を目途に調整する。(3) 生活排水処理施設の整備にかかる受益者負(分)担金は、合併後5年を目途に調整する。(4) 手数料は、温泉町の例により統一する。(5) 水洗便所等改造資金あっ旋及び利子補給、合併処理浄化槽設置整備事業補助金及び水洗便所等改造奨励金は、合併後3年を目途に調整する。		

平成 年 月 日確認・継続審議